

## 第2回いじめ防止条例（仮称）の制定に係る懇話会

### 資料

- 資料 「(仮称) いじめ防止条例」骨子案の概要
  
- 別冊資料1 北海道いじめの防止等に関する条例
  
- 別冊資料2 [参考資料] 他都市のいじめ防止に係る条例

# 「（仮称）いじめ防止条例」骨子案の概要

## 目的

いじめから子どもの生命と尊厳を守り、旭川市の未来の創り手となる子どもたちの心身の健やかな成長に資するため、本市におけるいじめの防止等のための対策について、基本理念を定め、市・教育委員会・学校・保護者の責務、児童生徒の心構えや、市民等・関係機関の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に係る基本的な事項を定め、地域社会全体で、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進すること

## 定義

- 「いじめ」 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの
- 「学校」 学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く）のうち、旭川市の区域内にあるもの
- 「市立学校」 学校のうち、旭川市が設置するもの
- 「関係機関」 いじめの防止等に関係する機関、団体等

## 基本理念

いじめの防止等の対策は、

- ・ いじめが、全ての児童生徒に関係する問題であることを理解し、児童生徒が安心して、生き生きと学ぶことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われないようにすること
- ・ 全ての児童生徒がいじめを行わず、また、他の児童生徒に対して行われるいじめを知っているのに見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めること
- ・ いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、教育委員会、学校、保護者、市民等、関係機関が連携して、いじめの問題を克服するために行うことを旨として行うこととする。

## 責務や役割等

市及び教育委員会の責務

学校及び教職員の責務

保護者の責務

児童生徒の心構え

市民等（市民、地域活動団体、事業者）の役割

関係機関の役割

## 基本的施策等



市長（市長部局）



教育委員会



学校

いじめ防止基本方針	旭川市いじめ防止基本方針の策定及び公表		学校いじめ防止基本方針の公表
組織	旭川市いじめ防止等連絡協議会 旭川市いじめ問題再調査委員会	旭川市いじめ防止等対策委員会	学校いじめ対策組織※
未然防止、早期発見	相談、通報等の窓口の整備等 いじめに係る情報の一元化 市立学校以外の学校への協力要請	児童生徒が主体となった活動への支援 教職員研修等の充実 学校への定期的な調査等の実施	児童生徒が主体となった活動の推進 校内研修等の実施 教育相談や調査等による早期発見の取組
早期対応・早期解決	児童生徒、保護者への支援や救済措置 必要な調査の実施 学校への支援や協力 学校への要請又は勧告	いじめ事案の把握及び指導・助言※	組織的な対応によるいじめへの対処※ 警察等の関係機関との連携※ 学校教育法に基づく懲戒等の措置※
重大事態への対処	重大事態の調査結果の再調査	重大事態の調査 市長への重大事態発生の報告※	教育委員会への重大事態発生の報告※

※は、いじめ防止対策推進法等に規定されている内容